

国体準備委員会第2回常任委員会
平成25年8月21日決定
令和2年10月28日一部改正

特別国民体育大会競技役員等編成基本方針

特別国民体育大会競技役員等の編成は、本大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項及び同細則」「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、鹿児島県実行委員会が、会場地市町村実行委員会及び県・中央競技団体と十分な協議をして行う。
- (2) 競技役員等の編成は、1人1競技の原則のもと、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実態に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。
ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法	
競技会役員	国民体育大会開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。	
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員等の補助として、競技会の運営に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者をもって編成する。	

イ 主に競技会場運営に携わる役職

競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村実行委員会が競技団体等と協議の上作成し、鹿児島県実行委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、 掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総 合成績計算、会場等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

- (2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技会係員		総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、 施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、 プログラム販売等
競技会補助員		競技会係員の業務を補助する。